

別居監護申立書

(宛先) 川崎市長

(受給者住所) 川崎市

(受給者氏名)

(生年月日) 年 月 日

私は、別居している児童を監護し、かつ生計を同じくしている又は生計を維持していることについて、下記のとおり申し立てます。申し立ての内容に変更があった場合は速やかに届出を行います。また、申し立ての内容が事実と異なっていた場合は、児童手当の認定の取消し及び支給済みの手当の返還等に応じます。

記

1 別居している児童について

児童の氏名	個人番号	続柄	生年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

※申立人が当該児童の個人番号を記載した別居監護申立書を既に提出しており、その状態が継続している者の場合には、個人番号欄の記載は不要。

別居先住所

2 別居している児童の属する世帯について

世帯主の氏名	児童からみた世帯主の続柄

3 別居の理由について

- (1) 仕事の都合上、単身赴任をしているため
- (2) 児童の進学、通学のため
- (3) その他 (

4 別居期間

年 月 日 から 年 月 日までを予定

5 監護、生計同一又は生計維持の状況（面会、仕送り等について）

・ 監護とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行うことをいいます。
・ 父母等が離婚・離婚協議中などにより児童と別居している場合は、児童と同居している父母等に優先して手当を支給します。
・ 別居の理由が消滅しても同居することがない場合、生計同一による別居監護は認められません。
・ 児童が川崎市外に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたものを添付してください。
(マイナンバーを利用した情報提供ネットワークシステムにより、本市が公簿等の当該書類の内容の事実を確認できるときは当該書類の添付を省略することができます。)